

平成26年度の省エネ補助金について

平成26年5月

本年度の「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」については、6月の早い段階で1次公募の公募要領をHPに掲載する予定。

今年度は、エネルギーコストの上昇に直面する事業者の省エネ投資を支援するため、対象基準に「費用対効果」を追加し、投資額は小さくても省エネ効果の高い案件についても支援対象とする。

(参考)「省エネ補助金」の対象基準の追加

- ・省エネ「率」の基準(1%以上の削減)
- ・省エネ「量」の基準(500kL以上の削減)

に加え、「費用対効果」の基準(投資規模 1000 万円当たり 200kL以上の削減)を追加。

これにより、電力多消費である電炉等、従来の「率」、「量」の基準のみでは対象となりがたかった事業者を救済。

具体的には、工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用を補助。また、エネルギーマネジメントシステム(EMS)を活用した省エネの取組や電力のピーク対策についても支援対象に追加。

特に本年からは、単年度事業や複数年度事業に加え、他律的要因で年度跨ぎでしか事業を実施できないものに限って、2年間以内の年度跨ぎの事業を支援の対象とする。

年度をまたぐ省エネ事業に係る省エネ補助金の対象化について

平成26年5月
資源エネルギー庁
省エネルギー対策課

これまでエネルギー使用合理化等事業者支援補助金(省エネ補助金)は、複数年に事業が及ぶ場合、年度ごとに事業を区切って事業を実施する必要があった。この場合、2～4月の間で事業を実施できない期間が存在し、これが原因となって事業者が省エネ投資を諦める場合も存在していた。

この課題を解決し、事業者の省エネ投資を促進するため、平成26年度の省エネ補助金では、2～4月の期間でしか事業が行えない事情がある省エネ事業についても特例的に省エネ補助金の対象とすることとする。

※なお、本制度は国庫債務負担行為制度を用いたものである。

1. 新たに対象となる省エネ事業

以下の①～③までの全ての条件を満たす省エネ事業について、特例的に省エネ補助金の対象とする。

- ① 省エネ補助金の基本的な要件を満たすこと。
- ② 2～4月の期間でしか事業が行えない事情として、申請事業者では変更することのできない外的要因が存在していること。
- ③ 原則2年以内の事業であること。

※公募時の留意事項(詳細は6月に発表する予定の公募要領に記載する予定。)

- これまでの省エネ補助金(単年度・複数年度事業分)とは異なる応募枠(年度またぎ複数年度事業分)を省エネ補助金内に新たに枠を設けることになる(平成26年度:20億円)。
- 3年間必要となる省エネ事業について、3年間の複数年度事業計画により、1・2年目を年度またぎ複数年度事業、3年目を単年度事業として応募することは可能とする。

2. スケジュールについて

平成26年6月	公募開始
8月下旬	交付決定(事業の開始)
平成27年3月末まで	初年度(26年度)分の経費を概算払
4月～5月	26年度分額の確定(確認検査を行い必要に応じ概算払との差額を返納)
平成28年1月末まで	事業完了
平成28年3月末まで	確定検査後、27年度分の経費を清算払

(お問い合わせ先)
資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
担当者: 山下(充)、小林
電話: 03-3501-9726(直通)

エネルギー使用合理化事業者支援補助金

平成25年度補正予算案 150.0億円

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

- 事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新を支援します。
- 具体的には、工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用を補助します。
- また、省エネ投資の一層の促進のため、特に、平成26年度6月期までに投資が見込まれる案件について重点的に支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



○補助対象者

全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

○補助率

- ① 単独事業 1/3以内 ② 連携事業 1/2以内

事業イメージ

- 高効率設備への入替や既存設備の省エネ改修を支援します。

高効率コンプレッサー



最新型ターボ冷凍機



エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 410.0億円（310.0億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

- 事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新を支援します。
- 具体的には、工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用を補助します。
- また、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を用いた省エネの取組や電力のピーク対策についても支援対象に追加します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



○補助対象者

全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

○補助率

【省エネ設備導入支援】

- ① 単独事業 1/3以内
- ② 連携事業 1/2以内
- ③ EMSによる管理事業 1/2以内

【ピーク対策支援】

- ① 単独事業 1/3以内
- ② EMSによる管理事業 1/2以内

事業イメージ

【省エネ設備導入支援】

- 高効率設備への入替や既存設備の省エネ改修を支援します。

高効率コンプレッサー



最新型ターボ冷凍機



- また、電力のピーク対策を実施する事業者や、「エネルギー利用情報管理運営事業者」を経由することで効率的・効果的な省エネを実施する事業者を支援します。

